

第5次総合計画 前期基本計画（素案）

【子ども・教育，福祉健康】

<施策分野1 子育て・教育>

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、出生数は減少しているものの、共働き世帯が増加し、「就学前教育・保育環境の整備」へのニーズが高まっていることから、待機児童解消に向けて、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、就学前教育・保育施設の再編整備や民間活力の導入を進めました。放課後の子どもの居場所づくりでは、放課後児童クラブ*1事業を小学校全学年で実施しました。妊娠期から子育て期の切れ目ない支援では、母子健康手帳の交付時において、保健師が全員の面談を実施するとともに、子育て世代包括支援センター*2を設置し、専門スタッフによる支援に取り組みました。
- 「就学前教育・保育環境の整備」により受け入れ可能な保育児童数は増加したものの、依然として待機児童解消が課題となっています。また、児童虐待の顕在化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、母子保健施策と子育て支援施策の一層の連携による対応が求められています。
- このため、第5次総合計画では、「仕事と子育てを両立できる環境整備」、「子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境づくり」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 待機児童数（就学前・放課後児童クラブ）
- ② 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合【個別アンケート】
- ③ 地域子育て支援拠点事業の利用者数
- ④ 子育て世代の保護者の子育て満足度【個別アンケート】

指標設定の基準

- ① 施策目標の達成状況を測るものとして適切か
- ② 施策とつながっているか
- ③ 定期的に取得可能か

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）

各分野の詳細な取り組みについては課題別計画に委ね、各課題別計画は、総合計画と整合するよう策定します。

*1 放課後児童クラブ：学校の放課後等、保護者が就労等で家庭を不在にする小学生を対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的とする事業。全市立小学校で実施。

*2 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、専門スタッフが情報提供や関係機関と連絡調整を行なうなど、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートする機関。保健福祉センター2階に設置しており、保健師が常駐している。

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

「主な施策」 新規・拡充など
特徴的な事業展開につながるもの

1-1-1 社会環境に応じた就学前教育・保育施設の整備

保育ニーズを的確に把握しながら、民間保育施設の誘致など官民が協働して取組を進めます。

1-1-2 子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり

地域の協力を得ながら、放課後児童クラブとあしやキッズスクエア^{*3}等関連事業の連携を進め、充実を図ります。

1-2 子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を充実させるとともに、ひとり親家庭への生活の安定と自立を支援するため、就労支援等総合的・継続的な支援を実施します。

1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

子ども家庭総合支援拠点^{*4}において要保護児童対策地域協議会^{*5}を運営し、こども家庭センター、警察、学校等の関係機関と連携しながら支援を進めます。

1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

子育て世代包括支援センター等での相談から支援体制までの充実や養育支援訪問などにより、個々の家庭の抱える養育上の問題解決・軽減を図ります。

1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば^{*6}」や「あい・あいる一む^{*7}」等の身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

<基本計画と次期創生総合戦略との関係>

「主な施策」の中で

- ・地方創生（人口減少への対応）に資するもの
- ・まちの持続可能性の向上につながるもの
- ・施策横断的に推進すべきもの

を次期創生総合戦略に「重点プロジェクト」と位置付け、重点的に推進します。

*3 あしやキッズスクエア：文部科学省の放課後子供教室事業として、全市立小学校で実施。企業や地域のかたの参画も得ながら様々なことを学ぶ体験プログラムと、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所を提供する事業。

*4 子ども家庭総合支援拠点：すべての子どもとその家庭や妊産婦等を対象として、実情の把握、情報の提供、相談等必要な支援を行う、地域の資源や必要なサービスと有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う。

*5 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている児童等の早期発見及び適切な保護と、養育の支援が必要な児童や出産前から養育について支援が必要な妊婦等への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき設置する機関。

*6 つどいのひろば：子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場で、地域の子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習等も実施している。

*7 あい・あいる一む：地域の主任児童委員、民生委員・児童委員が、子育て親子の仲間づくりや情報交換の場として、市内の公共施設で開催している。

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、子どもや若者の健全育成については、若者相談センター「アサガオ」*8の受付体制を拡大し、セミナー等の実施により相談件数の増加へとつながりました。また学校や就学前教育・保育施設の整備については、建物の改修や建て替えを進め、教育環境の充実では、ICT環境の整備、小学校の英語学習の教科化に向けたALT（外国語指導助手）の配置、就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携した教育活動への取組などを進めました。
- スマートフォンの急速な普及等インターネットが低年齢層にも身近な存在になったことをはじめ、子どもや若者をめぐる環境は大きく変化しています。また、プログラミング教育や英語教育の導入など時代に応じた教育を推進する必要があります。
- このため、第5次総合計画では、「子どもや若者の健全育成」、「就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境の整備」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 子どもの自己肯定感【総合計画アンケート】
- ② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
- ③ 近所の子どものどの程度関わりがあるか（日常的に立ち話する、あいさつ等）【総合計画アンケート】

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第2期子ども・若者計画（令和2～6年度）
- いじめ防止基本方針（平成30年改訂）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 教育指針（毎年更新）
- 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）

*8 若者相談センター「アサガオ」：社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます

2-1-1 社会的な問題に対する地域や家庭での取組の推進

子どもたちを巡るいじめや性，インターネットに関する問題や子どもの貧困などの現代的な社会問題に対応するため，地域や家庭と連携した取組を推進します。

2-1-2 就学前の子ども，児童・生徒，青少年の悩みへの対応，解消や社会参加の促進

広報・啓発の充実を図りながら，相談事業などにより子ども・若者を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携・協働し，未来を見

据えた教育環境を整えます

2-2-1 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設と小学校との交流やグローバル社会・ICT 社会に向けた力を育む英語教育・ICT 教育などの推進により教育・保育環境の充実を図るとともに，市立幼稚園での3歳児保育の試験的な実施と検証に取り組みます。

2-2-2 インクルーシブ教育・保育^{*9}システムの推進

配慮を要する子ども（医療的なケアを必要とする，障がいがある，外国にルーツを持つなど）への支援を充実し，インクルーシブ教育・保育システムを推進します。

2-2-3 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携し，社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担う子どもの成長を支えるため，自主的な活動を行うコミュニティ・スクール^{*10}への支援，あしやキッズスクエア，トライやる・ウィーク^{*11}の充実など地域での交流を進めます。

*9 インクルーシブ教育・保育：個別的配慮が必要な人と他の人が共に学び育ちあう教育及び保育のこと。個別的配慮が必要な人が排除されないこと，自己の生活する地域において教育・保育の機会が与えられること，個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。

*10 コミュニティ・スクール：小学校区を基本とした地域において，文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて，よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的とする団体。昭和53年から順次設立され，現在9団体が小学校等を利用し活動している。

*11 トライやる・ウィーク：学校・家庭・地域の三者が連携して，中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で，中学校2年生が，学校を離れて地域のボランティアの指導のもと，職場体験，福祉体験，勤労生産活動等，5日間，様々な体験活動を行う。

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、公民館や美術博物館、谷崎潤一郎記念館等の社会教育施設・文化施設や会下山遺跡・旧山邑家住宅などの文化財を活用して、数多くのイベントやワークショップ等を開催しました。図書館では、本館の大規模改修による利用環境を整備するとともに、芦屋市文化ゾーン*12連携事業として読書イベント「niwa-doku」の実施、小学校での出前授業など読書機会の充実などに取り組みました。スポーツ環境においては、スポーツ推進実施計画等に基づき、ライフステージに応じたスポーツや学校・地域連携、芦屋らしいスポーツ文化の推進など取組を進めてきました。また、あしや学びあいセミナー*13や芦屋川カレッジ*14学友会と連携した夏休み子ども教室の開催など、市民が自ら学んだことを社会に還元する仕組みの構築に取り組みました。
- 芦屋の文化を次の世代に継承していくためには、多くの市民が継続して自主的に活動する仕組みづくりが課題であり、シビックプライドの醸成につながるまちの魅力を発信し、幅広い年代の市民がより参加しやすい状況を促進する必要があります。
- このため、第5次総合計画では、「文化の継承と活用」、「市民による学びの仕組みづくり」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 芦屋市内の知っている主な歴史的・文化的な資源の件数【個別アンケート】
- ② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合【個別アンケート】
- ③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合【総合計画アンケート】

■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例（平成22年条例第1号）
- 文化財保護条例（平成元年条例第7号）
- 第2次文化推進基本計画（平成29年～令和3年度）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 第2次生涯学習推進基本構想（平成21年策定）
- スポーツ推進実施計画（後期）（令和元～5年度）

*12 芦屋市文化ゾーン：伊勢町にある図書館・谷崎潤一郎記念館・美術博物館の3館により形成されるエリア。

*13 あしや学びあいセミナー：芦屋市社会教育関係登録団体が、それぞれの団体が専門とする内容で市民対象に実施する出前講座。

*14 芦屋川カレッジ：60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

<基本施策，主な施策，説明文>

3-1 文化の継承と活用に努めます

3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し，社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

3-1-2 多様な連携による読書のまちの推進

市民が知識や教養を高めることができるよう，図書館利用の促進に加え，学校図書館との連携充実などに取り組みます。

3-1-3 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体，学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し，すべての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

3-2-1 市民による生涯を通じた学習の支援

知の循環型社会^{*15}を推進し，自らがリーダーとなって活躍できる人材の支援に取り組みます。

*15 知の循環型社会：個々の学習成果が社会に還元，活用され，市民の生きがいや更なる学習意欲につながり，学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、福祉サービス提供基盤の整備をはじめ、高齢者を地域で支える体制づくり、障がいのある人の就労支援、生活困窮者の自立支援を進めてきました。平和と人権では、各種展示事業や平和記録集の発行などにより市民の平和意識の醸成を図る事業に加え、性的少数者など様々な人権課題について講演会等を通じて啓発を行い、多様性と人権が尊重される社会づくりに向けた取組を進めてきました。男女共同参画の視点では、女性の活躍を促すため「女性が輝くまち芦屋」プロジェクトを開始しました。国際交流事業では、外国人向けの防災訓練や災害時外国人支援講座を開催しました。また、外国にルーツを持つ方との交流や講演会を通じ、多文化共生社会の醸成に努めてきました。
- 地域や家庭の中でのつながりが希薄化して相互扶助機能が弱まる中で、社会的な支援が必要な人への対応は、これまで以上に重要になってきており、人と人、人と社会のつながりの中で、年齢や性別、障がいの有無などに関わりなくお互いの人権を尊重し合い、地域住民が支え合う地域づくりを更に進めていかなければなりません。
- このため、第5次総合計画では、「地域共生社会の実現」、「誰もが地域で暮らしやすいまちづくり」、「平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

- ① 地域活動への参加状況【総合計画アンケート】
- ② 日常生活で困った時に相談できる場所や人がいる【総合計画アンケート】
- ③ 障がいのある人に対する地域の理解【個別アンケート】
- ④ 家事・育児（掃除・洗濯、食事の支度、育児・子育て）の分担について理想と現実の差【個別アンケート】

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3次地域福祉計画（平成29～令和3年度）
- 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3～5年度）
- 障害者（児）福祉計画第7次中期計画（令和3～8年度）
- 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）
- 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（令和2年度策定）
- 男女共同参画推進条例（平成21年条例第10号）
- 第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（第2次女性活躍推進計画含む）（平成30～令和4年度）
- 第2次女性活躍推進計画（平成30～令和4年度）
- 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画（平成30～令和4年度）

4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

4-1-1 包括的支援体制の構築

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため，本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり等，包括的な支援体制を整備します。

4-1-2 地域住民をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上

地域発信型ネットワーク^{*16}，共助の地域づくり推進事業等を推進します。

4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

4-2-1 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステム^{*17}と認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-2 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み，障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-2-3 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

生活困窮者自立支援制度を中心として，相談・支援事業の充実を図ります。

4-3 平和と人権が尊重され，誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から，平和意識の醸成と次世代への継承に向け，平和首長会議等と連携し，講演会等の啓発事業に取り組みます。

4-3-2 市民一人一人の権利が尊重され，安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し，権利擁護に関わる施策を推進します。

4-3-3 男女共同参画意識が浸透し，女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント^{*18}事業の展開

男女共同参画社会を実現するため，固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

4-3-4 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流の拠点，地域のコミュニティの活動拠点として活用し，市内在住外国人の支援，社会参画の促進，多文化共生を推進します。

*16 地域発信型ネットワーク：地域での福祉課題を早期に発見し，課題解決に向けた取組を進めるため，自治会などの地域住民や民生委員，行政，専門職，関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり，課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市社会福祉協議会が担う。

*17 地域包括ケアシステム：要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう，住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

*18 エンパワメント：自らの力で生活をコントロールできる能力を獲得・発揮すること。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる

■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、健康増進・食育推進計画に基づき、定期的な健診の受診や予防接種の促進などの健康づくり関連施策を推進するとともに、高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡充や介護予防の取組を推進してきました。
- からだの健康、こころの健康を保持増進することが重要であり、普段は自分の健康について意識をしていない人にも、健康につながる行動を促す環境を整え、今後も、生活習慣病予防や健康寿命の延伸による生活の質の維持向上のため、市全体での生涯を通じた健康づくりの取組が重要となっています。
- このため、第5次総合計画では、「市民の健康づくりを促し、市民一人ひとりがいつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができるまちづくり」の観点に立脚して、健康づくり行動や食育活動の支援、スポーツ環境づくりと高齢者の生きがいづくりや介護予防などの取組を推進します。

■指標

- ① 週3回以上の運動習慣がある人の割合【個別アンケート】
- ② 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合【個別アンケート】
- ③ 適正体重を維持している人の割合
- ④ 要支援・要介護認定率の全国との比較

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）
- データヘルス計画（平成30～令和5年度）
- 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3～5年度）

5-1 市民の健康づくりを促し，いつまでも自分らしく生き生きと過ごすこ

とができる取組を進めます

5-1-1 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため，特定健診やがん検診の受診率向上に取り組み，ポイント制度を活用した事業やスポーツ活動の推進，こころの健康に関する正しい知識の習得の支援に加え，公衆衛生の向上のため，予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を推進します。

5-1-2 高齢者が健康で，社会と関わり，楽しみ，活躍できる場の整備

自分のできること，したいことを地域での生きがい活動や社会活動への参加につなげ，介護予防を推進します。